

無線LAN等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会（第7回）

登録証明機関ヒアリング
株式会社ディーエスピーリサーチ

はじめに

本検討会において、「登録証明機関毎に（同じ資料・試験レポート等を提出した場合であっても）認証結果が異なる場合がある」とのご指摘を受けたと伺っております。

前提として、各登録証明機関がどのような基準で法令を解釈し認証等を行っているかについては、他の登録証明機関の状況を理解しているわけではないので、どのような問題や認証結果の違いが発生したのかをご教示いただきたくお願い申し上げます。

日本の技術基準適合証明及び工事設計認証においては、法令を逸脱しない限り、制定されているガイドライン及び各登録証明機関が持つ基準（法令により登録証明機関に与えられている解釈の範囲での基準）に従って柔軟に対応しているものと考えています。

基準認証制度のマニュアルに盛り込むべき項目

- 2004年度版 電気通信機器基準認証制度マニュアル が総務省Webで閲覧できる状態
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/manual/index.htm>
- 上記の内容に加え、基準認証制度における最新の情報は総務省のWeb上で確認が可能のため、これらの情報をマージするだけで十分と思われる
- 登録証明機関が認証可能な特定無線設備のカテゴリは計202件（詳細は次ページ）
- 認証等審査上で登録証明機関による法令の解釈が振れそうなものについては、情報通信認証連絡会（ICCJ）の関連資料（ガイドライン）として公開済み
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/iccj/iccj3/index.htm>
- ICCJで公開されているガイドライン以外に、登録証明機関協議会が定めたガイドラインが存在するが非公開となっているので、公開できる内容に精査した上で公開方法を検討することが考えられる
- 上記以外にガイドラインとしての制定が必要な場合には、ICCJ又は登録証明機関協議会で検討を行えば十分と考える

特定無線設備の区分

区分	電波法第38条の2の2		対象件数**
免許等不要局	第1項第1号	無線LAN、Bluetoothなど	28
包括免許対象局 (特定無線局)	第1項第2号	携帯電話端末、衛星通信用端末など	54
その他 (簡易な免許手続き又は登録対象)	第1項第3号	携帯電話基地局、5GHz帯無線アクセスシステムなど	120

* 特定無線設備

小規模な無線局に使用するための無線局であって総務省令で定めるものを「特定無線設備」といいます。どのような設備が特定無線設備に該当するのかについては、「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則」第2条第1項各号に規定されています。

特定無線設備は、電波法に基づく技術基準に適合していることを示す表示（技適マーク）が付されている場合、無線局免許手続の省略等の特例措置を受けることができます。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/type/index.htm>

** 2022.9.2 現在

登録証明機関における特性試験審査のマニュアル化

- 前提として、特性試験方法は告示の方法若しくは各登録証明機関が臨時に定める方法のいずれかであると定められている。
- 無線LAN及びBluetoothの欧米基準試験データの活用は現行規則下では限定的である旨、前回作業班で説明があったところ。
- 特定試験の審査については証明等規則別表第一号（抜粋を次ページに記載）に審査すべき項目が記載されている。その試験結果が当該特定無線設備の技術基準に適合している事を判定するのみなので、特段難しいことではないと考える。
- 特性試験方法のマニュアル化については、証明等規則別表第一号の内容にリンクする情報（技術基準など）を掲載するだけで十分ではないかと考える。
- その上で、欧米基準試験データが日本の技術基準に適合していることを判断するのは認証機関に委ねられているので、詳細なマニュアル化は登録証明機関制度の柔軟性を阻害する要因になるのではないかと危惧する。

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

（3） 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

1 項目		送信装置								受信装置	
2 試験項目	周波数	占有周波数帯幅	スプリアス発射又は不要発射の強度	空中線電力	比吸収率	入射電力密度	送信時間	隣接チャンネル漏洩電力または帯域外漏洩電力		副次的に発する電波等の限度	
3 測定器等	周波数計又はスペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	低周波発信器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	電界強度測定器	低周波発信器 オシロスコープ	低周波発信器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器		電界強度測定器 レベル計又はスペクトル分析器	
4											
特定無線設備の種別	第2条第1項第19号の無線設備	○	○	○	○					○	

登録証明機関毎に認証結果が異なる原因として考えられる事項

弊社で顧客から良く問い合わせを受けるもの

類型	理由
筐体要件のある無線設備に対する理解の相違 省令及び告示で筐体に含む範囲が明確なもの及びガイドラインとして共有されているものを除く要件の考え方	登録証明機関協議会にて協議したモジュール状の筐体要件に関する考え方を議論した以降に登録された証明機関への周知等が不十分。
空中線の追加等に係る工事設計認証の解釈の違い 認証を受けた空中線の利得以下であれば、空中線追加の認証を必要としないという考え方	現行規則では携帯電話端末については、証明規則別表第2の工事設計書の記載例に、「2以上の空中線を使用する場合にあっては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること」との記載はあるが、空中線追加において認証が不要との考え方にはなっていないとの整理

欧米基準試験データ活用のためのガイドラインに盛り込むべき項目

欧米基準試験データを活用する際のベストプラクティスなど

- 登録証明機関は、試験データ等の受入可否を自らの責任において判断できるとしている。受け入れ条件が厳しい認証機関は法令を厳し目に見ている = 自らのリスク軽減のため。登録証明機関は法令に基づき厳格な審査を行っている一方、民間企業としての顧客サービスも求められる。
- 登録証明機関制度は登録証明機関に柔軟な対応が出来るように余地を残した制度であると理解している。よって、欧米基準試験データを活用してくれる登録証明機関を選択すれば良いと思われる。
(ただし、登録証明機関は自らのリスク回避も考慮している)
- 一方、欧米基準試験データをすべての登録証明機関で全面的に活用するためには、技術基準及び試験方法の改正が必要と考える。
(別の議論)

Q&A集に盛り込むべき項目

- 新規の法令制度化の際に、各登録証明機関から当該制度の概要がプレスリリースされていると思われる。
その内容には、制度概要、認証上の取扱い及び想定Q&Aが含まれると想定されるので、参考にできると考える。
- ガイドライン等の参照情報を必要に応じてQ&A項目ごとに記載するなど。
- 申込者（顧客）が持つ不明点について全てを挙げるのは難しいと考えられるので、随時追加できるような仕組みが必要。
- これらは細かくフォローしようとするほど作業量が増えるので、**現行の仕組みや組織を柔軟に適応させる必要**があると考ええる。

その他

- 各登録証明機関で解釈が異なり業務に支障がある場合は、登録証明機関協議会等で各登録証明機関の解釈を持ち寄って検討することで解決できると考える。
- 国際的な常識として、認証に携わる機関はISO/IEC 17065、ISO/IEC 17025などを満足しているという考え方があり、我が国においても同様と考える。少なくともこれらの基準に合致しており、日本の法令を十分に理解しているのであれば、解釈が大きく逸脱するとは考えにくい。
- 認証取扱業者においても、登録証明機関より認証を得られたから法令に適合していると安易に判断するのではなく、自ら基準認証制度を理解していただき、登録証明機関等にフィードバック頂くことで、両者の信頼感は醸成できるものと考ええる。

弊社業務規程に記載されている審査に必要な書類に関する記述

項番	必要な書類及び資料	証明	認証	内容又は適用
1	事務委任届	○	○	申込者が申込に係る手続きを第三者に委任する場合の委任届
2	技術基準適合証明業務申込同意書	○		弊社所定様式
3	技術基準適合証明業務申込書	○		弊社所定様式
4	工事設計認証業務申込同意書		○	弊社所定様式
5	工事設計認証業務申込書		○	弊社所定様式
6	変更内容説明書	○	○	証明又は認証を受けた特定無線設備の変更の工事を行った内容及び電気的特性並びにその他必要な事項について記載したもの
7	工事設計書	○	○	証明等規則別表第二号に係る様式及び書類並びに資料、工事設計の内容を説明するために必要となる資料及び事項を記載したもの
8	確認方法書		○	申込設備がその工事設計に合致することの確認の方法に係る事項を記載した資料（証明等規則別表第四号に該当）又は当社が同等と認める書類又は資料
9	取扱説明書		○	操作及び保守の方法を記載したもの
10	図面・写真等	○	○	特定無線設備を提出しない場合であって、その外観（寸法を記したもの）及び部品の配置を示したものの並びに認証の場合は認証の表示についてその方法及び寸法を記載したもの
11	試験結果報告書	○	○	特定無線設備を提出しない場合であって、業務規程で規定する内容がきさいされているもの
12	その他	○	○	審査の過程で参考となる事項を記載した資料

Thank you for your attention

hiro-togashi@dspr.co.jp